

③ 住民投票条例

町の将来を左右する重要事項の決定について、直接町民の意思を確認するため設けられた制度。いつでも住民投票ができるよう、条例を常設型としたことが特徴です。

④ 議会基本条例

町民に身近に感じてもらい信頼される、創造力が豊かで存在感のある議会をめざして、議会の運営や議員が行うべきことなどが定められている条例です。

⑤ 町民自治推進委員会条例

制定後、まちづくり基本条例や町民参画手続きが「きちんと運用されているか」「修正するべきところはないか」などの状況を確認するための町民組織として委員会が設置されます。(今年2月に会議開催予定で、現在委員の委嘱候補者を選定する手続きを行っています。)

この条例は①～④より先に、昨年施行済みです。

議会基本条例を除き、町(行政)として制定したこれらの条例には、その内容をわかりやすく説明する「逐条解説書」があります。広報で紙面に限りがあり掲載することができませんが、これらは町ホームページに全文掲載していますので、ご参照ください。

なお、ダイジェスト版を発行し、安平町内の全戸に配付する予定です。

100人町民フォーラム
「聞こえてくる感想は
「良かった」

「次は若い人にも」

「ワークショップによるまちづくり」の第一人者である石塚雅明氏(株式会社石塚計画デザイン事務所代表取締役)を全体進行役としてお招きし、現在進行中の「道の駅建設計画」を題材に参加者をグループに分けて討議を行い、貴重なご提案を多数いただきました。

参加された方からは、「知らない方と意見交換ができて良かった」「もっと若い町民が参加するように配慮したら良い」などフォーラム全体に対する感想がありましたので、こうした参画機会を検討する際の参考にしたいと考えています。

次のページでは、フォーラムの内容を町民の皆様と共有するため、当日参加された方からご提案いただいた道の駅に関するアイデアを紹介しています。